

平成 27年（行ウ）第 4 号

石木ダム事業認定取消請求事件

原告 岩下和雄 外

被告 国

2017年(平成29年)7月18日

長崎地方裁判所

御中

原告ら 訴訟代理人
弁護士 馬奈木昭雄
弁護士 板井優
弁護士 平山博久 外

証 拠 説 明 書

頭書事件に関して 原告ら が提出した 甲 B 20ないし25号証の
証拠の標目、作成者、作成年月日、立証趣旨は以下のとおりである。
なお、書証の記載より明白で、かつ本件訴訟上意味のない事項は省略している。

番号	枝番	標目		作成者	作成日	立証趣旨
B20		照会書(水需要の将来の見通しについて)	写し	佐世保市長朝長則男	H24. 12. 13	佐世保市がSSKに対して、水需要の将来の見通しについて紹介したこと
B21		論文(「人口減少時代の水道事業と水資源政策」)	写し	富樫幸一	H19	ダムを造りたい自治体は、水需要予測を不当に高く予測する傾向があること
B22		届出書(三本木取水場)	写し	佐世保市長光武顕	H12. 6. 9	本件慣行水利権(三本木取水場について、河川法88条の届け出があり、内容が明確であること
B23		届出書(四条橋取水場)	写し	佐世保市長光武顕	H12. 6. 9	同上(四条橋取水場)
B24		許可申請書(相浦川)	写し	佐世保市水道事業及び下水道事業管理者吉村敬一	H20. 2	相浦川の許可水利権の申請書。
B25		水利使用規則	写し	佐世保市水道	H20. 4. 1	相浦川許可水利権の利用規則。他の水利権を侵害できないことが明示されている(第4条)

以上